



山形県公報

令和7年7月7日(月)

号 外 (25)

目 次

規 則

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則…………… (人 事 課) … 1

訓 令

○副知事の事務の担当区分に関する規程…………… (同) …同

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則をここに公布する。
令和7年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第50号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

- 第1順位 副知事 高橋徹
- 第2順位 副知事 折原英人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第12号

庁 中
出 先 機 関

副知事の事務の担当区分に関する規程を次のように定める。
令和7年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

副知事の事務の担当区分に関する規程

(担当区分)

第1条 副知事の事務の担当区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共管する事項
 - イ 県政に関する重要施策及び予算編成に関する事項
 - ロ その他知事が指定する事項
- (2) 副知事高橋徹の担当する事項
 - イ 総務部に関する事項
 - ロ 防災くらし安心部に関する事項
 - ハ しあわせ子育て応援部に関する事項
 - ニ 健康福祉部に関する事項

- ホ 農林水産部に関する事項
- ヘ 会計局に関する事項
- ト 教育委員会との連絡調整に関する事項
- チ 人事委員会との連絡調整に関する事項
- リ 監査委員との連絡調整に関する事項
- ヌ 公安委員会との連絡調整に関する事項
- ル 病院事業局との連絡調整に関する事項
- (3) 副知事折原英人の担当する事項
 - イ みらい企画創造部に関する事項
 - ロ 環境エネルギー部に関する事項
 - ハ 産業労働部に関する事項
 - ニ 観光文化スポーツ部に関する事項
 - ホ 県土整備部に関する事項
 - ヘ 労働委員会との連絡調整に関する事項
 - ト 企業局との連絡調整に関する事項

(委任)

第2条 前条に定める事項以外の事項については、その都度知事が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。